

昭和二十七年二月二十二日受領  
答 弁 第 一 四 号

(質問の 一四)

内閣衆質第一四号

昭和二十六年二月二十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 林 讓 治 殿

衆議院議員天野公義君提出不良住宅改良に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員天野公義君提出不良住宅改良に関する質問に対する答弁書

不良住宅地区改良事業は、昭和二年不良住宅地区改良法制定以来昭和十七年までにおよそ四千戸の地区改良を行つてきましたが、以後戦争のぼつ、発により中止されていた。しかし、不良住宅地区が都市の盲点として社会悪の温床となり、又都市の防災、衛生等の点からも都市全体に著しい影響を與えていることは、御質問の通りであり、不良住宅地区改良の問題を等閑に附すことはできないと考える。

政府においては、昭和二十六年度に東京をはじめその他の五大都市の主要な不良住宅地区について、その実態を調査するとともに、改良事業の再開の準備を進めてきたが、昭和二十七年度には取りあえず、東京、京都、神戸の最も緊急を要する三地区に第二種公営住宅を建設し、地区の住民の特定入居を図る予定である。

なお、現行の不良住宅地区改良法には、種々改正を考慮すべき点があるので、目下検討中であるが、同法の改正とともに昭和二十八年度以降において不良住宅地区改良法による本格的な改良事業を実施いたし

たいと考えている。

右答弁する。